

平成 29 年 7 月 3 日

株 主 各 位

会 社 名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

(訂正) 当社取締役会長の佐々木ベジ氏から
ソレキア株式会社の株式 (144,900 株) 取得 (持分法適用関連会社化) に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 29 日に発表いたしました適時開示資料「当社取締役会長の佐々木ベジ氏からソレキア株式会社の株式 (144,900 株) 取得 (持分法適用関連会社化) に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

(訂正前)

1. 株式取得の理由

当社は、本取引により、ソレキア株式を追加取得することによりソレキアを持分法適用関連会社とすることに経済合理性があると判断し、佐々木ベジ氏との間で平成 29 年 6 月 29 日にソレキア株式 26,500 株 (議決権比率にして 3.06%)、平成 29 年 6 月 30 日にソレキア株式 118,400 株 (議決権比率にして 13.65%) を取得する旨の株式譲渡契約 (以下「本取引」といいます。) を締結する予定であります。

(中略)

なお、当社は、ソレキアを持分法適用関連会社とするためにソレキアの発行済株式総数の 20% を取得することを目的として、当社より佐々木ベジ氏にソレキア株式の売却をしてくれるように働きかけてまいりましたが、最初の交渉においては、ソレキア株式 (26,500 株) 分のみ佐々木氏との平成 29 年 6 月 29 日の本取引で妥結に至りました。当該妥結後に、ソレキアの発行済株式総数の 20% を取得するために必要なソレキア株式 (118,400 株) の交渉を再度佐々木ベジ氏と粘り強く行い、平成 29 年 6 月 30 日の本取引の条件で妥結致しました。したがって、その交渉の経緯及び時期が異なるため、本取引は二つの契約となっております。

(後略)

(訂正後)

1. 株式取得の理由

当社は、本取引により、ソレキア株式を追加取得することによりソレキアを持分法適用関連会社とすることに経済合理性があると判断し、佐々木ベジ氏との間で平成 29 年 6 月 29 日にソレキア株式 26,500 株(持株比率(注)にして 3.05%)、平成 29 年 6 月 30 日にソレキア株式 118,400 株(持株比率(注)にして 13.65%)を取得する旨の株式譲渡契約(以下「本取引」といいます。)を締結する予定であります。

(中略)

なお、当社は、ソレキアを持分法適用関連会社とするためにソレキアの発行済株式総数の 20%を取得することを目的として、当社より佐々木ベジ氏にソレキア株式の売却をしてくれるように働きかけてまいりましたが、最初の交渉においては、ソレキア株式(26,500 株)分のみ佐々木氏との平成 29 年 6 月 29 日の本取引で妥結に至りました。当該妥結後に、ソレキアの発行済株式総数の 20%を取得するために必要なソレキア株式(118,400 株)の交渉を再度佐々木ベジ氏と粘り強く行い、平成 29 年 6 月 30 日の本取引の条件で妥結致しました。したがって、その交渉の経緯及び時期が異なるため、本取引は二つの契約となっております。

(注) 持株比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在のソレキアが所有する自己株式数(149,679 株)を控除して計算しております。以下同じです。

(後略)

以上